

# 大分県報

令和六年  
第五六七号  
十二月十日

（火曜日）

## 目次

告示	一
指定予定保安林（九件）……………	一
建築基準法による道路位置の指定（二件）……………	四
公 告	四
製菓衛生師試験の実施……………	四
開発行為の完了……………	五

## ○告示

### 大分県告示第五百五十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のとおり農林水産大臣から保安林に指定する予定である旨通知があった。

令和六年十二月十日

大分県知事

佐 藤 樹 一 郎

- 保安林予定森林の所在場所  
中津市山国町槻木字広渡下二七一一番二  
指定の目的
  - 土砂の流出の防備
  - 指定施業要件
- （一）立木の伐採の方法
- 次の森林については、主伐は択伐による。  
字広渡下二七一一番二（次の図に示す部分に限る。）
  - その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
  - 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町

令和六年十二月十日

大分県報（告示）

一

村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

（二）立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を大分県農林水産部森林保全課及び大分県北部振興局並びに中津市役所に備え置いて縦覧に供する。）

### 大分県告示第五百五十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のとおり農林水産大臣から保安林に指定する予定である旨通知があった。

令和六年十二月十日

大分県知事

佐 藤 樹 一 郎

一 保安林予定森林の所在場所

佐伯市宇目大字南田原字井田測二三四番八、二三四番一、二三四番二、二三四番二（次の図に示す部分に限る。）

二 指定の目的

水源の涵養

三 指定施業要件

（一）立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

（二）立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を大分県農林水産部森林保全課及び大分県南部振興局並びに佐伯市役所に備え置いて縦覧に供する。）

### 大分県告示第五百五十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のとおり農林水産大臣から保安林に指定する予定である旨通知があった。

令和六年十二月十日

一 保安林予定森林の所在場所

大分県知事 佐 藤 樹 一 郎

佐伯市本匠大字山部字権ノ木河内二八六番

二 指定の目的  
水源の涵養

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を大分県農林水産部森林保全課及び大分県南部振興局並びに佐伯市役所に備え置いて縦覧に供する。)

大分県告示第五百五十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のとおり農林水産大臣から保安林に指定する予定である旨通知があった。

令和六年十二月十日

大分県知事 佐 藤 樹 一 郎

一 保安林予定森林の所在場所

佐伯市本匠大字因尾字屋敷ノ前一三二〇番、字屋敷ノ上一三二二番、字屋形渡り一三二四番、字屋敷ノ後一三一六番

二 指定の目的  
水源の涵養

三 指定施業要件

- (一) 立木の伐採の方法
- 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
  - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
  - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を大分県農林水産部森林保全課及び大分県南部振興局並びに佐伯市役所に備え置いて縦覧に供する。)

大分県告示第五百五十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のとおり農林水産大臣から保安林に指定する予定である旨通知があった。

令和六年十二月十日

大分県知事 佐 藤 樹 一 郎

一 保安林予定森林の所在場所

玖珠郡玖珠町大字森字丸桶四五九三番

二 指定の目的  
水源の涵養

三 指定施業要件

- (一) 立木の伐採の方法
- 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
  - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
  - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を大分県農林水産部森林保全課及び大分県西部振興局並びに玖珠町役場に備え置いて縦覧に供する。)

大分県告示第五百五十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のとおり農林水産大臣から保安林に指定する予定である旨通知があった。

令和六年十二月十日

大分県知事 佐 藤 樹 一 郎

一 保安林予定森林の所在場所

日田市大字小山字ハジカミノヲ一六四六番一、字古手道一六五一番、一六五二番、一六

五八番一、一六五八番二

二 指定の目的

水源の涵養

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を大分県農林水産部森林保全課及び大分県西部振興局並びに日田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

大分県告示第五百五十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のとおり農林水産大臣から保安林に指定する予定である旨通知があった。

令和六年十二月十日

大分県知事 佐 藤 樹 一 郎

一 保安林予定森林の所在場所

佐伯市蒲江大字葛原浦字大内谷四八七番二、四八七番八五

二 指定の目的

水源の涵養

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を大分県農林水産部森林保全課及び大分県

南部振興局並びに佐伯市役所に備え置いて縦覧に供する。)

大分県告示第五百五十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のとおり農林水産大臣から保安林に指定する予定である旨通知があった。

令和六年十二月十日

大分県知事 佐 藤 樹 一 郎

一 保安林予定森林の所在場所

佐伯市蒲江大字畑野浦字真浦三二〇番一〇

二 指定の目的

水源の涵養

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を大分県農林水産部森林保全課及び大分県南部振興局並びに佐伯市役所に備え置いて縦覧に供する。)

大分県告示第五百六十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のとおり農林水産大臣から保安林に指定する予定である旨通知があった。

令和六年十二月十日

大分県知事 佐 藤 樹 一 郎

一 保安林予定森林の所在場所

臼杵市（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二 指定の目的

水源の涵養

三 指定施業要件

令和六年十二月十日

大分県報（告示）

○公 告

製菓衛生師法（昭和四十一年法律第百十五号。以下「法」という。）第四条の規定により、製菓衛生師試験を次のとおり実施する。

令和六年十二月十日

大分県知事 佐藤 樹一郎

一 試験日時

令和七年三月七日（金曜日）午前九時から正午まで

二 試験場所

大分市大手町三丁目一番一号

大分県庁舎新館十四階大会議室

ただし、受験者数によって会場を変更する場合がある。

三 受験資格

次のいずれかに該当する者

1 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第五十七条に規定する者（法附則第三項の規定により学校教育法第五十七条に規定する者とみなされる者を含む。以下同じ。）であつて、都道府県知事の指定する製菓衛生師養成施設において一年以上製菓衛生師として必要な知識及び技能を修得したもの

2 学校教育法第五十七条に規定する者であつて、一年以上菓子製造業に従事したもの  
3 昭和四十一年十二月二十六日時点において菓子製造業に従事していた者（学校教育法第五十七条に規定する者を除く。）であつて、菓子製造業に従事した期間が三年を超えているもの

四 試験科目

1 衛生法規

2 公衆衛生学

3 食品学

4 食品衛生学

5 栄養学

6 製菓理論及び実技

五 試験科目の一部免除

職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）の規定による菓子製造技能士で、

<p>（一）立木の伐採の方法</p> <p>1 主伐に係る伐採種は、定めない。</p> <p>2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。</p> <p>3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。</p> <p>（二）立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種</p> <p>次のとおりとする。</p> <p>（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を大分県農林水産部森林保全課及び大分県中部振興局並びに臼杵市役所に備え置いて縦覧に供する。）</p> <p>~~~~~</p> <p><b>大分県告示第五百六十一号</b></p> <p>建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号の規定により、次のように道路の位置を指定した。</p> <p>令和六年十二月十日</p> <p>大分県知事 佐藤 樹一郎</p>				
指定番号	指定位置	指定年月日	道路の幅員	道路の延長
別第六一三 号	速見郡日出町大字川崎字田ノ 口四六七二番一四	令六・一一・二六	メートル 五・〇〇	メートル 一八・六五
別第六一二 号	速見郡日出町大字川崎字田ノ 口四六七二番一	令六・一一・二六	メートル 六・〇〇	メートル 二二・〇五

<p>~~~~~</p> <p><b>大分県告示第五百六十二号</b></p> <p>建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号の規定により、次のように道路の位置を指定した。</p> <p>令和六年十二月十日</p> <p>大分県知事 佐藤 樹一郎</p>
--

試験科目の免除を願ひ出るものについては、試験科目のうち製菓理論及び実技を免除する。

六 問題数及び出題形式

六十問 四肢択一式

七 受験願書の受付期間及び受付時間

1 受付期間

令和七年一月十四日（火曜日）から同月三十一日（金曜日）までとする（日曜日及び土曜日を除く。）。

なお、郵送の場合は、「製菓衛生師試験願書在中」と朱書の上、県保健所、保健部又は大分県生活環境部食品・生活衛生課まで書留郵便で送付すること（郵送での申込みの場合は、令和七年一月三十一日の消印のあるものまで受け付ける。）。また、受験願書の提出は、ファックス又は電子メールによるものは、受け付けない。

2 受付時間

午前八時三十分から午後五時まで

八 受験願書の提出先

県内に住所を有する者 大分市内にあつては、大分県生活環境部食品・生活衛生課に提出すること。  
大分市外にあつては、住所地を管轄する保健所又は保健部に提出すること。

県外に住所を有する者 大分県生活環境部食品・生活衛生課（大分市大手町三丁目一番

一 号 郵便番号八七〇一八五〇一）に提出すること。

九 提出書類

1 受験願書（製菓衛生師法施行細則（昭和四十二年大分県規則第六十三号）第一号様式）

2 次の受験資格の区分に応じ、それぞれ次に定める書類

(一) 受験資格1に該当する者

都道府県知事の指定する製菓衛生師養成施設において一年以上製菓衛生師として必要な知識及び技能を修得したことを証する当該製菓衛生師養成施設の長の証明書

(二) 受験資格2に該当する者

一年以上菓子製造業の実務に従事したことを証明する書類（製菓衛生師法施行細則第二号様式）

(三) 受験資格3に該当する者

三年以上菓子製造業の実務に従事したことを証明する書類（製菓衛生師法施行細則第二号様式）

3 職業能力開発促進法の規定による菓子製造技能士で、試験科目の免除を願ひ出るものは、技能検定に合格したことを証する書類

4 写真（出願前六箇月以内に上半身、脱帽で正面を撮影したもの（縦四センチメートル・横三センチメートル）で、裏面に氏名及び撮影年月日を記載し、受験願書上の空白部分に貼付すること。）一枚

5 製菓衛生師試験通知書用はがき（受験票）（郵便はがきの表に受験者の郵便番号、住所及び氏名を記入すること。）

6 試験結果通知用封筒（定形規格のもの。宛先欄に受験者の郵便番号、住所及び氏名を記入し、百十円切手を貼付すること。）

十 受験手数料

九千四百円（願書提出の際納入すること。郵便で申込みの場合は、現金書留又は普通為替証書で納入すること。なお、一旦納入した手数料は、返還しない。）

十一 その他

1 試験日前までに、受験資格があると認めた者に対して、受験番号を記入した製菓衛生師試験通知書（受験票）を送付するので、試験当日必ず持参すること。

2 受験についての問合せは、県保健所、保健部又は大分県生活環境部食品・生活衛生課に行うこと。

なお、受験願書等の送付を希望する場合は、郵便番号、住所及び氏名を記入した返信用定形封筒を同封（百十円切手を貼付すること。）の上、大分県生活環境部食品・生活衛生課へ請求すること。

また、電子メールでの問合せは、a13910@prefaita.jp に行うこと。

3 受験に関する注意事項及び連絡事項については、大分県生活環境部食品・生活衛生課のホームページ（<https://www.prefaita.jp/soshiki/13900/seikahumi>）等において周知を行う。

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第二項の規定により、次の開発区域の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和六年十二月十日

一 開発区域に含まれる地域の名称

大分県知事 佐藤 樹一郎

令和六年十二月十日

大分県報（公告）

六

一 由布市挾間町赤野字茶屋三百八番一ほか二十筆及び三百八番六ほか四筆の各地先里道並びに字北口原三百三十三番一ほか二十五筆及び三百三十一番三の一部並びに三百三十三番一ほか三筆の各地先里道

二 開発区域の面積

七千六百四十六・二四平方メートル

三 許可を受けた者の住所及び名称・氏名

由布市挾間町北方五百三十六番地六

有限会社アプローチ 取締役 後藤 律子

四 完了検査年月日

令和六年十一月六日